

令和4年度第2回大正区区政会議

日 時：令和4年9月16日（金）

午後6時30分～午後8時19分

場 所：大正区役所4階大正区民ホール

○大津区政企画担当課長

皆様、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回大正区
区政会議を開催させていただきます。

本日は、公私、何かと御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます区政企画担当課長の大津でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。それでは、座らせていただきます。

本日、午後6時30分現在、区政会議委員定数13名のうち、出席者は11名とな
っており委員の2分の1以上の出席がございます。

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例、第7条第5項に基づきまして、本
会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の会議につきましても、これまで同様、新型コロナウイルス感染症予防対策を
実施させていただいておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、大正区長の古川より御挨拶申し上げます。

○古川区長

皆様、こんばんは。御多用中、こうしてお集まりいただきまして誠にありがとうご
ざいます。今年度の第2回の区政会議を始めさせていただくに当たり、冒頭の御挨拶
を申し上げます。

朝晩すっかり空気も涼しくなりつつありますが、皆さん、体調はどうですか。万全
でございますでしょうか。そんな涼しくなった途端に今度は台風が近づいておりまし

て、もしかしたら直撃コースということで、我々も週末の動員体制について先ほど打ち合わせをしたところでございます。こうしてこのまちを守りながら、またよりよい大正区を築き上げるために、今日は大きな一歩を踏み出す日でございます。

1つ目の議題は後にしまして、大正区将来ビジョンというのを今年度つくることになっております。2025と書いてあるとおり、私どもがいろいろスタッフと話し合った結果、3カ年のビジョンをつくろうということになりました。これは私の任期が2025年のちょっと手前まで、私は令和3年に着任しましたので、3、4、5、6と、令和6年度までが私の任期でございます。その任期中に大きなビジョンをつくるのは実は初めてでございます。最初の1年半は前の区長の立てたビジョンをやっていたということになりまして、少しずつれていくんですね。大正区のビジョンの設計年度と区長の任期がちょっとずれていますので、今回策定するビジョンは前回より1年短くしまして、3カ年の計画にしたところ。後で説明があるかもしれませんが、それがちょうど万博との整合性もとれるということで、まずそんな形でビジョンの準備をしております。

これから皆様に主要な内容をお諮りして、また区民の皆様にパブリックコメントをいただいて年度内に完成していくんですが、今日はそのさわりの部分だけ、こんな骨組みで考えていますということだけ御説明いたします。

ビジョンの中身の審議は次回に先送ることになりますが、本日の一番の議題は、個別避難計画についてです。この議題1のところを書いてある「自力で避難することが難しい方たち」というのは、法律用語で言うと避難行動要支援者というんですけど、この人たちをどうやって安全な場所に導いていくかということを経験で考えてほしいということが、法律で努力義務として規定されたところでございます。これについては前回の会議で、日頃の見守りという形で地域の「見守る力」というのを御議論いただいたんですが、今回は個別避難計画というところに少し焦点を特化して、議論していただきます。

長丁場になりますので挨拶はこのぐらいにしまして、この2点、ビジョンと避難行動要支援者への配慮のやり方につきまして、現場の意見、特に北川会長など、先進的に取り組んでいらっしゃる地域のお声も今日は反映させていただきながら、議論を進めてまいりたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大津区政企画担当課長

ありがとうございました。次に、会議の進行につきましては、お手元に配付の資料、並びにあらかじめお送りさせていただきました資料を基に進めさせていただきます。

各議題に入ります前に、その都度、資料の確認をさせていただきますが、事前にお送りさせていただいた資料をお忘れの方がいらっしゃいましたら、予備を御用意しておりますので、お申しつけください。

次に、本日の会議は全て公開とさせていただきます。本日の会議録や撮影させていただきました写真等は、後日、区のホームページ等で公開させていただきますので御了承ください。

それでは、ここでお忙しい中、オブザーバーとして御参加いただいております皆様を御紹介させていただきます。

小山市会議員です。

○小山市会議員

よろしくお願いいたします。

○大津区政企画担当課長

出雲市会議員と金城府議会議員につきましては、御出席とお伺いしておりますが、ちょっと遅れられるということです。

大阪市消防局大正消防署の植松署長です。

○植松大阪市大正消防署署長

植松です。よろしくお願いいたします。

○大津区政企画担当課長

大阪府大正警察署の藤原副署長です。

○藤原大阪市大正警察署副署長

藤原です。よろしく申し上げます。

○大津区政企画担当課長

なお、川岡府議会議員におかれましては、公務により御欠席と伺っております。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、議長にお願いしたいと存じます。竹村議長、よろしくお願ひいたします。

○竹村議長

皆さん、こんばんは。議事進行は着座にて進めさせていただきます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

【議題】 1 「自力で避難することが難しい方達への災害時の避難支援について」、
区役所から説明をお願いします。

○大津区政企画担当課長

それでは、【議題】 1 「自力で避難することが難しい方達への災害時の避難支援について」御説明いたします。

ただいま出雲議員が到着されました。

○出雲市会議員

すみません、こんばんは。

○大津区政企画担当課長

それでは、皆様、事前に送付しております右肩に〔書類番号1〕と書いてございます、「自力で避難することが難しい方達への災害時の避難支援について」と〔書類番号2〕「区政会議委員からの事前質問・意見に対する回答」をお手元に御準備ください。

大正区では、現在、障がい者や要介護者等の援護が必要な方、要援護者の日頃の見

守り活動の取組を進めており、前回の区政会議でも御議論いただいたところです。

その際に委員からの御意見にもありましたが、地震などの災害が起きたときに自力で避難することが難しい方たちを支援するため、いざという時の見守り体制も必要となってきます。また、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正に基づきまして、優先度の高い方について、これからおおむね5年程度で個別避難計画を作成することとなりました。

今後、個別避難計画を作成し、いざという時の見守り体制の構築を円滑に進めるため、取組を進める上での課題等について御説明をさせていただき、その後、課題解決に向けた方策等について御議論をいただければと考えております。

なお、本件に関わります事前質問の回答につきましては、〔書類番号2〕の1ページから3ページにかけまして、書面にて行っておりますことから、詳細の説明については割愛をさせていただき、後ほどこの回答に対しましての御意見等もお伺いしたいと思っております。

それでは、まず防災防犯担当課長の中務より御説明を申し上げます。

○中務防災防犯担当課長

皆さん、こんにちは。防災防犯担当課長の中務です。着席して御説明申し上げます。

「自力で避難することが難しい方達への災害時の避難支援について」御説明いたします。

まずは、2ページを御覧ください。

いざという時の見守りということで、地震などの災害が起きたときに障がい者や要介護者等の自力で避難することが難しい方々を支援する体制も必要となってまいります。また、令和3年5月の災害対策基本法の改正で、要援護者ごとに避難支援を行う方や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、優先度の高い方についておおむね5年程度で作成することとなりました。

大正区では、令和4年度のモデル地域として「日ごろの見守り活動」が進んでおり

まず三軒家西地域自主防災組織の皆さんと一緒に個別避難計画を作成したいと考えました。

3 ページを御覧ください。

三軒家西地域では、日頃の見守り等で地域の個人情報の提供について同意されておられる要援護者の方が117名おられます。その中から心身の状態や居住状況等をもとに優先度の高い方を抽出し、個別避難計画の作成の同意の有無を確認し、同意された方に対して、区役所と地域が協働して個別避難計画を作成いたします。

4 ページを御覧ください。個別避難計画の作成は、国の指針におきましても優先度の高い方から作成されることが適当であるとされておりまして、三軒家西地域では、介護が必要な方であれば要介護5の居宅生活者の方、身体障がい者の方であれば1級で居宅生活者の方を優先し、さらに家屋の状況は戸建てやマンションであれば2階以下の方で、かつ単身でお住まいの方を優先しまして、個別避難計画の作成の対象者とさせていただきました。

5 ページを御覧ください。その結果、優先度の高い要援護者の方が12名いらっしゃいました。これらの方につきまして、社会福祉協議会、三軒家西地域見守り推進委員の方に御協力をいただきまして、区役所と協働で現状調査や戸別訪問等を実施し、個別避難計画作成の同意確認をした結果、同意すると答えられた方は5名でした。ほかの方は、既に施設へ入居されておられた方が3名、最近お亡くなりになられた方が2名、ひとりで避難するという事で同意しないと答えられた方が1名、現時点で連絡が取れない方が1名いらっしゃいます。

6 ページを御覧ください。

災害対策基本法に定められている個別避難計画の記載事項は、氏名、年齢、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由など、日頃の見守りで協力を結んでいる地域にお渡ししている要避難名簿に記載されている内容に加えて、(7) 避難支援実施者の氏名、住所、電話番号、(8) としまして避難場所と避難経路です。また、

法律には定められておりませんが、緊急時の家族等への連絡先や避難指示の際に配慮が必要なことなども聞き取ることであります。

7 ページを御覧ください。

これは個別避難計画のイメージでございます。

8 ページを御覧ください。

避難支援等実施者の選定について、災害時に要援護者の避難を支援していただく方を決めなければなりません。避難支援者は、風水害など、あらかじめ避難することが可能な状況の場合、要援護者へ避難情報をお伝えし避難を促したり、避難所までの避難支援を行うことから、近隣や町会の人など、できるだけ近所にお住まいの方が望ましいと考えております。

個人の負担感、抵抗感を解消するため、町会等の団体名を記載することも可能としております。あくまでもボランティアとして活動するもので、要援護者一人一人に対して複数の支援体制を想定しておくことが望ましいと考えております。

個別避難計画は、ささえあいのネットワークを築き上げるという趣旨のものでありますから、本計画作成の関係者は法的な責任や義務等を負うことはございません。

9 ページを御覧ください。作成スケジュールでございます。今年度4月から検討を進めさせていただきまして、6月には三軒家西地域の町会長の皆様に説明会を開催し、区長から取組についての説明を行いまして、地域と区が協力して個別避難計画を作成することに快く御理解いただきました。

先日の9月2日には、個別避難計画の作成に同意された要援護者5名の方につきましての情報、お住まいの地域の町会長様や見守り推進委員に御説明申し上げました。今後、町会長や見守り推進委員と区役所が協働して、要援護者の方のお宅を訪問し、個別避難計画を作成する予定でございます。

10 ページを御覧ください。

参考として、令和3年5月に改正されました災害対策基本法の抜粋をつけておりま

す。

最後、11ページを御覧ください。

当初4月の段階で、取組を進める上で課題としていた項目でございます。まず、自宅を訪問しても要介護者本人と会うことが困難ではないかという点につきましては、計画作成の同意をいただくため要支援者の自宅に訪問したんですけども、日頃のつながりのある見守り推進委員さんに御同行いただきましたおかげで、スムーズに面談できました。

次に、避難支援者の確保が困難ではという点につきましては、町会長の皆様より、まずは自分たちが避難支援の実施者となり、今後の要支援者との面談で近所の知り合いの方などを教えてもらい、その人に避難支援者となっていただけるよう、町会としてお願いするという非常に心強いお言葉をいただきました。

次に、町会に未加入の要支援者の方について、町会の協力を得るのは難しいのではと心配しておりました。今回5人中2の方が町会の未加入者でしたが、町会への御説明の場でも、一切そのことについては問題に上がりませんでした。

計画作成の優先度の設定につきましては、これは各地域の事情に応じて変更することといたしました。

最後に、要支援者が施設に入居されたなどの理由で個別避難計画を更新しなければならぬ場合、いかに情報をとって即時に共有できるかが今後の課題と考えております。

御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○竹村議長

ありがとうございます。

それではまず初めに、令和4年度のモデル地域である三軒家西地域の連合会長をされています北川委員より御意見を伺い、続いて、鶴町地区まちづくり実行委員会会長である大石委員に今後取組を進める上に当たって、課題や疑問について伺いたいと思

います。

北川委員さん、よろしくお願いします。

○北川委員

皆さん、こんばんは。三軒家西連合長会の北川でございます。中務課長にはいろいろとお世話になりました。また、役所の方には御足労いただきましてありがとうございます。

重複すると思いますけれども、まず最初に三西地域の現状報告をさせていただきます。三西連合は、9町会まで町会があります。その中で町会の入会者は1,200所帯。70歳以上の高齢者は800人。そのうち男性が320名、女性が480名、現在の現状把握です。

ある程度こちらでも全部各町会長が調べて、町会に入っていない方も、あの方もそう違うかなという形でその場で入っている数もありますけれども、まず完璧に入っていないのはワンルームマンション、三西には大体10軒から15軒ぐらいありますね。それと、マンション関係もありますけれど、その中の方は入っていないかも分かりません。だから、入会していただいている方が1,200所帯ですけれども、人数にしたらもっとおると思います。

その中で、この間から言うております50年の金婚さんは今年が6組と、昨年度は8組あったんですけど、今年は両方とも御健在の御家庭は6組ございました。

それと、先ほどの見守り活動の中の優先度の高い要支援者の絞り込みにおきまして、同意書についてどうしようかという一番最初の話ですけれども、郵送で送って返事をもらおうというふうなことを話し合ったんですけども、要支援者の方ですので、まず来たのを見るかどうか、また返事をくれるかどうかという、まずその心配があって、12件という少ない人数でもありますので、直接訪問しようと、5件ずつ回っても2日で回れるでしょという形で、役所の方、また推進員の方の同行で訪問していただきまして、最終的にその中で施設入所者は3名とかそういった形で、私は大丈夫ですと

いう方もおられて、結局同意しますと言われたのが5名。その5名というのが目に1級の障がいを持っておられる方が2名、1人の方はガイドヘルパーがついておられるというふうな形、それと精神の1級、心臓の1級、身体の1級。

この人たちは絶対に誰かが付き添わないとできない人だなということはずくづく思っているんですけども、まずそれをどうするかという形で、9月2日にその5名の方の各町会長に集まっていただきまして、推進員、私交えて、役所の方も来ていただきまして、その方たちをどうするかというふうな形で、まず9月21日から28日にかけてその方たちとのアポが取れまして、戸別訪問してやろうという形になっているんですけど、その町会長がまず第一に避難援護者の実施者の1人になると。その1人では足りませんので、昔から言われているように、まず班の中、向こう三軒両隣といいますけれども、まず一番身近に朝会ったら「おはよう」とか、そういう挨拶を交わしている、本当に信頼のおける、三西という地域は昔からずっと住んでる方がたくさんおられて、家は建て替えをされているんですけどもそのままの方がおられるという形で、本当に何十年って住んでおられる方がおりますので、その方たちにまず声をかけて、そうすると信頼関係はすごく、この人やったら頼めるわっていうような形になりますので、そういう形をしようかなというふうな形で、今現在、9月21日から28日までにこの5名を全部回る予定で段取りをつけております。

それと、11月の防災訓練におきましても、この方たちを実際に避難させようかなということ、重い障がいを持っておられる方ですので、すごく悩んでおります。下手に引きずり回して体を悪くされたら困りますので、その辺はまた検討しないといけなかなという形で、今の現状はそういうふうなところでございます。

○竹村議長

北川委員さん、ありがとうございます。

続いて、大石委員さん、よろしく申し上げます。

○大石委員

大石です。事前にこの資料を見させていただいたときに、端的にちょっと疑問に思ったこと、事前の質問という形で上げさせてもらったんですけども、家屋の3階以上の方は対象にしないということに引っかかって、考えたら津波災害に対する条件付なんかというので書かせてもらったんですけども、今日も北川さんの話を聞きまして、具体的にこういう形で進めたらいいんじゃないかということが、ある程度頭の中にならわいてきたかなという感じ。

ただ、今回この運動が始まった時点で、各地区に要援護者、私は援護を必要とするという意思表示をされた方の人数が三軒家西さんで117名、鶴町に対しては三百数十名の方。当初この話が来たときに、三百数十名に対する援護をするほうですよ。これマンツーマンではまず無理なので、じゃあ複数人ということ、先にそれが来たわけですよ。ちょっとそのメンバーを確保するのは難しいん違うかと。

当初、区役所からの説明もこういう形で、津波に特化した形でとりあえず進めていこうと思ってますという言葉がなかった。だから、端的に三百数十名に対してどうしようというのが先に来るから、皆さん躊躇するんですね。だから、10の連合の中で鶴町は比較的遅かったほうだと思うんです。

多分まだ協定を結んでない連合の方なんかも、その出ている数字を全てカバーしないとだめというふうな先入観があるんですね。だから今回の三軒家西さんのように、とりあえずは津波災害の高所避難ということ的前提にした計画でいけば、この117名が10人以下になる。10人以下になれば、当然20名とか30名で、町会で割っていったら2名、3名で済むわけなんです。鶴町なんかでもそういう形でいくと、三百数十名というのが、もしかしたら50名とか60名に減る可能性はある。そうなったときに、また考え方も変わってくるわけですよ。

だから、鶴町の場合は、協定書を結びましたという段階から次の段階にはまだ進んでいません。そういう流れをどういう説明をしたらいいか、ものすごく悩んでる。今回この三軒家西さんの資料を見させてもらって、なるほどな、これで一步進めるんか

なという感覚を持ったのが事実です。

以上、拙い説明で申し訳ないです。

○竹村議長

ありがとうございました。それでは、皆様から事前にいただいた質問、意見を含めて議論を進めてまいりたいと思います。何か御質問、御意見ございますでしょうか。

角元委員さん、どうぞ。

○角元委員

この防災のことの計画、三軒家西の計画のお話を伺いまして、ものすごい進んでいるような事柄で、ものすごい安心ということを感じたんですけども、まだ作成の途中であって完成していないというのが現状で、まだ合意にも至っていないという地区もある中で、明日起こったらどういう行動をとるか、そういうことも考えながら、暫定的にこういう活動をする、こういう行動をとるということも考えながら計画をつくったほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○竹村議長

ただいまの質問について、区役所から回答をお願いします。

○中務防災防犯担当課長

御意見いただいてありがとうございます。今までも日頃の見守りというのが全てのベースになっておりまして、明日大震災が来るかもしれないという状況は当然ございます。その場合に、日頃の見守りの中で、プラス延長線上として災害のときにみんなで助け合って逃げよかということございまして、今でも個別避難プランということで、地域の方々の中で今回の個別避難計画みたいなやつを同じようにやってくださいというお願いは過去からやっておったんです。今回、法律が努力義務ということで改定しまして、役所が間に入って、今までやったら地元で、地域でつくってくださいということやったんですけども、法律が改正しまして、私ども役所も入って、みんなで

1からつくっていきましようということになりましたので、今までのやつで何もないということではなくて、日頃の見守りが絶えずベースにあるということで、御了解いただきたいと思うんですが。

○竹村議長

ありがとうございます。区長、どうぞ。

○古川区長

もう一点、先ほどの大石委員の御指摘について、ちょっと総論的な回答をさせていただきたいんですけど、今、中務課長から説明があったように、法律によって地域で個別避難計画をつくるのが努力義務化された。これが令和3年5月なんですね、法改正があったのが。最初の1年間は、地域で「みんな頑張って作ってね」と国が言ったきりで、具体的なガイドラインが何もなかったんです。それで、1年何も進まなかった。大阪市は慌てまして、区長会議で研究をしてガイドラインをつくったんですね。それでようやく今年の春から動き出したということで、1年遅れでようやく個別避難の実務に入っているという事情があります。

その際に大石会長が御指摘のとおり、全ての見守りが必要な人を救出するのかわという議論が確かにあったはずなんですね。地域の担い手の少ない中では、対応しきれないんじゃないかという議論が当然あったと思います。なので、ハザードを地域の実情に応じて勘案していいよということで、そういうガイドラインになった。つまりは、大正区において一番危険なものは津波であるという観点に立って整理し直し、まずは南海トラフへの対応をしていこうということで、危険の対象者を絞った上で計画を立てることにした。それでようやくちょっと進み始めたという状況でございます。すみません、回答が遅くなりました。

○竹村議長

ありがとうございます。ほかにどなたか御意見ございませんか。

○南委員

皆さん、お疲れさまです。僕は三西に住んでるのに、何も協力できてなくて申し訳ございません。すばらしい取組を三西でやっていただけてありがとうございます。

事前質問とはちょっと違う話になっちゃうんですけど、以前に言ったかもしれないんですけど、今津波の話というところが区長から出ましたけど、いざというときということしか書いてないので、津波来たでって言うても何メートルの津波が来ましたよとか、どのタイミング、潮岬まで来ましたよなのか、大阪市に何時間後に来ますよなのか、そこら辺が全くうたわれてないので、結果、すごく頑張ってたんですけど、機能しないなというところをすごく感じております。

前も言ったかもしれないですけど、うちの会社もBCPでつくったんですけど、震度6以上で社長の号令で機械を止めるとか、つくってはいるんですけど、実際社長が号令をかけられるか、それもすごい難しい。社長がおらんときは誰が号令かけるかとかね。言ったら動けない人を無理やり引っ張り出すという行為になってくるので、正直ここっていう明確な何かがないと、恐らく家に入りもできないでしょうし、その方を担いで出ていくということは、まず無理なんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○中務防災防犯担当課長

ありがとうございます。災害が起こったときには、大阪市もそうですし、気象庁もそうですし、いろいろなところから災害情報というのが出るんですけども、今のところ大阪市からレベル3ということで、高齢者等の避難が出た段階で、要援護者の方の避難を開始していただくよう考えております。

○南委員

それはみんなが分かる状態なんですかね。地方へ行くと防災無線とかがあって、その地域の人には、僕ら逃げなあかんねやっていうのが分かると思うんですね。ただこういう都会で起きたときに、その情報を得るためにまず自分がアクセスしないと情報してもらえない。誰かが助けに来た、でも、俺逃げなあかんのっていうのが分かってない

状況なんじゃないかなというところで、その辺をどうお考えかなというところです。

○中務防災防犯担当課長

そうですね。要援護者の方にとっては、なかなか難しいと思うんですけども、町会等々の避難支援者、要は支援するほうにつきましては、市の災害情報が大阪市長等から出ますので、それをもとに避難所を開設したりとか、いろいろなことをやっていただきますので、各町会長様を含めて、そこら辺の情報はすぐにとれると思っています。

○南委員

了解です。ありがとうございます。

○古川区長

少し補足します。今、大正区でとりあえず議論しているのは津波で、それで大正区内が波に飲み込まれるかもしれないというのは南海トラフということで、これは想定が決まっております。南海トラフクラスの地震が起こった場合です。それより小さいクラスの場合は、おおむね水門とか防潮堤で守られるという前提に立って今議論をしています。

なので、南海トラフクラスの場合は、恐らく地面も揺れるんですね。海の向こうの地震ですけど、地面も揺れますので、みんなテレビをつけます。実は「災害情報をどこから得ましたか」というのを、関東で大水害があったときにアンケートをとった結果があるんですけど、もう圧倒的にテレビでした。今はテレビ見ない時代って言われるんですけど、災害情報になるとテレビが一番強いんですね。なので、まずテレビでどんな状況なのか把握していただく。そのときに避難が必要かどうか、地域ごとにきっちりアドバイスが出ておりますので、そこから入らざるを得ないというのが現実です。例えば防災無線は、大雨のときは聞こえなかったというアンケート結果も多数出ているので、とにかくテレビをつけていただいて、まず津波がいつ頃到達するのかわかった上で、各自で避難をするというのが前提になっていることは否めません。

では南海トラフのときにどれぐらいで津波が到達するかというのは、区役所も広報

に努めていまして、いつも広報紙に載せているのはもちろんですけど、昨年度、何度も紹介してますが、黄色い「津波避難マップ」というのを各地区ごとにつくって、11分7秒でおおむね到達しますというのをまずアナウンスした上で、津波避難マップでは2時間で到達しますという言い方をしてありますけど、必ず2時間以内に高いところへ避難してください。「この地区に関しては高いビルはここにありますが」というのを全部図示して、各家庭に配付しておりますので、もう一度それを確認するところから備えをしていただければと思っております。

○竹村議長

ありがとうございます。

ほかに土井委員さん、何か御意見はありませんか。

○土井委員

こんばんは。7ページの個別避難計画のイメージ、僕も事前質問で書かせてもらったんですけど、これを一人一人つくっていくの困難やなって思いました。困難な割に、イメージしているような、網羅したものができるとイメージがあまり湧かなかったんですけど、失礼ながら。

さっきの北川さんのお話の中で、避難訓練のときに、要援護者を動かしたときに、具合悪なっても、みたいな話があったと思うんですけども、当然避難当日、災害があったときにもそういうのって絶対ありますよね。例えば、人工呼吸器をつけている患者さんとか、その他の懸念事項を非難時の留意事項として書いているんですけども、助けなかったから助からなかったとかもあるし、助けたために何か具合が悪くなって助からなかったみたいなのもあると思ったんですね。法的義務は負わないと書いてはいるんですけども、その辺どうだろう、責任の所在を曖昧にしたままこの計画で進んでいいのかなというのは、ちょっと思いました。以上です。

○中務防災防犯担当課長

ありがとうございます。もちろん要援護者の方の中には、難病患者様、先ほどおっ

しゃったように人工呼吸器をつけられた方もいらっしゃいますので、なかなか難しい。要は町会で対応するには限界があるなという方ももちろんいらっしゃると思います。そういう方につきましては、本人とか家族さんとか、あとは関係機関と話し合いして、町会で助けるというよりは、また別の方法を検討しなければならないと考えております。

今回の三軒家西の場合であれば、目が不自由な方であるとか精神が1級の方であるとかということで、目が不自由な人でしたら、そこへ行って手さえ引っ張ってあげれば逃げることができる。そういう方と難病患者の人と一緒に、ちょっとやるのは難しいなというのは、まだそういう方は聞いてないんですけども、今後これを進めていく上では当然出てこられると思いますので、そのときはやり方を変えようというふうに思っております。

○土井委員

個別避難計画のイメージというのは、大正区であくまでもつくったものなんですか。それとも、国のガイドラインで、こんなイメージで。

○中務防災防犯担当課長

これは法律で。

○土井委員

それは避難計画の策定ですよ。

○中務防災防犯担当課長

はい。

○土井委員

その中に、この7ページに書かれているような、こんな感じで作ってねっていうような進め方なんですかね。

○中務防災防犯担当課長

そうですね、日本国中、大体こんなパターンで。

○土井委員

すみません、不勉強で。ありがとうございました。

○竹村議長

ありがとうございます。ほかに、石田委員さん。

○石田委員

現段階での話なんですけれども、課題に挙がっているリアルタイムでの情報更新というのは、現段階ではどういうふうな感じで解決しようかなとお考えでしょうか。

○中務防災防犯担当課長

これが最大のネックというか、実際、例えば施設に入られたりとか、町会の方が助けに行っても既に転居されておられない場合も当然ありますので、そういう場合に、助けに行ったから逆に被害に遭ったとか、そういう二次災害は絶対にあかんと思ってるんですけど、今のところ、そこら辺はケアマネジャーさんであるとか、ホームヘルパーさんであるとか、あるいは今御協力いただいております見守り推進員の方であるとか、あるいは御近所に住んでおられる方とか、とりあえずアンテナを立てて、いろいろなところから情報を入れたいと思っておるんですけども、防災という観点で情報をとるのはなかなか難しいので、どちらにしましても日頃の見守り推進の中で、見守り相談室というのが社会福祉協議会のところにありますので、そこで情報を収集して、それを共有するみたいな方策ができないかなと今考えているところです。

○石田委員

ありがとうございます。今イメージできていないところが、個別避難計画書は区役所にあるんですか。見守りのところにあるんですか、自治会長さんのところにあるんですか。

○中務防災防犯担当課長

個別避難計画ですか。

○石田委員

はい、原本。

○中務防災防犯担当課長

原本は、先ほど御説明しましたように区役所と、それから地域でつくっていくもの
でございますので、もちろん個人情報の塊のようなものがございますので、基本的
には区役所と、それと要援護者、それと助ける人、その3者が基本的には持つことにな
ります。

○石田委員

コピーをしてっていう形で。

○中務防災防犯担当課長

そうですね、共有して。それ以外、一応要援護者の方と助けるほうの方の同意が得
られれば、地域にもそれはお渡ししても良いことに法律で決まっております。

○石田委員

分かりました。ということは、情報を更新するときに、3つだったり、5つだっ
たり一気に共有して、更新を一気にかけないと、これが難しいという話になりそう
な感じですよ。

○中務防災防犯担当課長

そうですね。

○石田委員

そこに対してテクノロジーは入れない感じで、とりあえず紙でやるイメージですか。
現段階でいいです。

○中務防災防犯担当課長

現段階で、紙でやるイメージです。

○石田委員

ありがとうございます。

○竹村議長

ありがとうございます。

ただいま府議会議員の金城先生がお見えになりましたので、紹介します。

○金城府議会議員

よろしく申し上げます。

○竹村議長

それでは、柘委員さん、何かございませんか。

○柘委員

お疲れさまです。個人避難計画のところちょっとお伺いしたいんですけども、この避難計画は津波に対する避難計画ということだと思うんですけども、2時間で津波がやってくる。その中で、ケアマネジャーさんとか町会の方が大体どれぐらいで到着するとか、そういった時間の概念は、ここら辺は皆さん共有されているかどうか、伺いたいです。

○中務防災防犯担当課長

ありがとうございます。一応、要は助ける側の方につきましては、当然のことながら我々、要援護者の方のできるだけ近くにお住まいの方、先ほど会長からも向こう三軒両隣という御発言があったと思うんですけども、何かあったときにぱっと行かんと意味がないと思ってますので、今後、三軒家西のほうでお近くの方に、また町会のほうもお願いするということでおっしゃっていただいていますので、区役所も含めて、できるだけ近くの方に避難支援者になっていただきたいと考えております。

○柘委員

ありがとうございます。あと、避難に大体どれぐらいかかるかということも調査はされてらっしゃるんですか。

○中務防災防犯担当課長

そうですね。これから要援護者の方に面談をして、基本的には小学校の3階以上に逃げるというパターンを、一般的な想定をしているんですけども、ただこういう要援

護者の方におかれましては、例えばショートステイとか、そちらに逃げたほうがええとか、いろいろなパターン、これは聞いてみないと分からない話なんですけども、そこで言うと逃げる場所が違うんで、もちろん時間も違うんですけども、先ほど言いましたように、津波については117分で到達しますので、できるだけ近くのところの高いところというふうに考えております。

○柘委員

ありがとうございました。

○竹村議長

それでは、大石委員さん、何かございませんか。

○大石委員

いろいろとありまして、今、頭がこんがらがっている状態なんですけど、まず援護するほうの責任の取り方というか、度合いというのは、責任あるよということになると、多分担い手は誰も手を挙げない。

参考になるかどうかは分からないんですけども、うちの単位町会の場合を説明させていただきますと、7年前に各班の中で、避難するときに私1人ではしんどい、家族ではしんどいから要援護を希望される方、意思表示してくださいということをやったんです。これは多分、あの当時、鶴町でもうちだけだったと思うんですけども、そのときに要援護者というリストをどういうふうにするかという形、これも正直言って個人情報のかたまりなんで、各フロアに安全確認をする担当者を1名、避難誘導する担当者を1名というふうな感じで、ある程度各フロアにそれぞれの役割を持たせて、安否確認をするメンバーの中には、最低限のリスト、班の中の住人の数であるとか、1世帯何人住んでる、年齢はどうというのは、最低限の情報までは渡せるように自治会の会議の中で了解を得て、そのときに避難誘導にしろ何々にしろ、責任は持たないでくださいなんです。逃げ遅れた人が1号室にいてるとしたら、救助という肩書がある人が、自分で助けに行くっていうことは思わないでくださいでスタートしているんですよ。そ

の1号室の方の顔が見えないよということを声を上げてください。声を上げることで近くの体の元気な人、手足の元気な若い方が何らかの形で対応できるやろうと。それぞれに、あなたは何々係だからこれの責任はあなたにあるんよというふうなやり方でいくと、どなたも受けてもらえないんやね。

幸いうちの町会は、市営住宅が1個だけで1つの町会なので、班構成がワンフロアなんです。ワンフロアが1つの班なので、戸建ての住宅の方よりも顔を合わす度合いははるかに多い。共通の通路で、エレベーターが1か所なんで。そういう意味合いで、要援護という人も班の方はみんな分かっているわけですよ。あの人は松葉づえないと動かれへんよ、あの人は足不自由というふうな意味合いのものが全て分かっているんで、そういう前提の中で、単位町会の中ではそれができた。今でもその制度としては動いてますけどね。

ただ、それとまた話がちょっと変わるんですけども、南海トラフの地震が起きました、津波が発生しましたということで、今回避難訓練、要援護の方なんかも、三軒家西さんの計画の中ではそれに対してのものでいってるんですけども、住宅に住んでいる場合、3階以上の方は避難する必要がないということが今回の計画で見るとうかがえるんですけども、ただ南海トラフ地震のときに、じゃあ津波だけなのか、あの距離からマグニチュード8とか8.5ということが発生したときに、この関西圏でどれだけの震度の地震が発生するのか。正直言って震度5、震度6ということになってくると、液状化も出てくれば、ライフラインもかなり痛手を被るだろうし、そうなったときに、とりあえずは津波のことを第一で徹底するのであれば、多分この状態がサンプルというか、ベースになってできると思うんですね。責任とか何とかというのは別問題ですよ。一応、避難計画としては形づけることはできるだろう、ぐらいですかね、今のところでそう思えるのは。

もう一つだけ、鶴町で約7か所あるんで、大正区内だけだと60か所ぐらいあるんですかね。防災スピーカーがある。御存じですか。

区役所から発声すれば、大正区内全部の防災スピーカーから流れるというシステムがありまして、ただ、3年前の台風被害のときに防災無線が効果があったかどうか、ちょっと私も確認はとれてません。風の音がきついと当然スピーカーの音は飛んでしまいますから、分からない。ただ、地震の場合だと、そのときにライフラインで電気、要するに区役所のほうで予備電源で復活しても、現地のほうのスピーカーの電気が止まったら音は出ませんよね。そういうことが考えられるんで、それだけちょっと気になったなと思います。

○竹村議長

ありがとうございます。

○植松大阪市大正消防署長

お世話になっております、消防署長の植松と申します。

今、皆さん、非常に個別避難計画のことでお悩みの点とか、いろいろあろうかと思っています。地震のことで今いろいろ悩んで、この計画のことがどれだけ実効性があるのかどうかとか、責任云々ということもあろうかと思っています。

ただ、先ほど区長からもありましたように南海トラフ巨大地震、これが発生したときの被害想定というのが一定出ていまして、先ほどもありましたように、約2時間で大阪市内に到達するであろう、これはあくまでも国が定めた被害想定です。それも最悪の事態、この辺は水門とかがございますよね、それが故障した場合に4メートルとか5メートルというような被害想定が出ております。

こういう避難計画をつくるというときに責任のことであったりとか、いろいろなことを御心配されると思うんですけども、まずは助かる命を1人でも多く助けていこうという趣旨で、こういったものがつくられているんだと思います。これが決して終わりではなくて、これが始まりなんです。地震があると、当然東日本のイメージで津波で自宅が流されたりとか、阪神淡路の場合でしたら家が倒壊してということで、とりあえずは津波の場合、垂直避難ということで、2時間以内の間に高いところに逃げ

ましようというところがまず一定にあります。そのときに、誰がどこにいてるねんというのを把握するためのこういうふうな情報だと思います。なので、これがまず入り口であるというふうには理解しています。

こういうものがあると、周りの方もどこどこに誰々さんがおるという情報があるだけで、さっき大石委員がおっしゃられたように、声を上げて「ここに誰かおるねん、助けてください」というようなことがあれば、1人でも2人でも、そのときに元気な方が近寄っていけるのかなというふうなことになります。そして、それで人が助かれば今度は学校へ避難するとか、そういった次に安全な場所に避難するというようなこととなりますので、さっきの責任問題とかいうこともあったと思います。それは通常の場合でも、ここでもし誰かが倒れたときに、救急車が来るまでに何とか命を助けてましようということで、バイスタンダーということで、皆さんAEDとかを使った講習を受けたりとかされると思います。けど、こういう言い方したら乱暴かもしれないけど、ここに倒れている方をそのまま放置すれば亡くなってしまうかもしれない中で、1人でも多くの方がその方を助けていくということで、助かる命を少しでも増やしていこうということが、こういった形の趣旨にはなっておりますので、いろいろな不安もあるし、そういったところの責任というのは、ちょっと詳しい法律までは忘れてしまいましたけど、特に求められることはございません。

地震が起こったときに自助・共助・公助という言葉 皆さんお聞きやと思います。その共助の部分をもまずこれでしっかりと、個人情報があるので、どこまで収集できるかという課題というのは、ずっとこれからも残っていくと思います。データの更新というのも、ずっとこれからも残っていくと思います。これは多分、永遠の課題になると思います。データベースでやっても、情報を収集して入力するというような形でもありますので、今この時点で、あそこの家にAさんがいてる、この家にはBさんがいてる、ちょっとここは足の不自由な方、御高齢の方という形で、更新が随時できれば一番いいんですけど、そういったこともなかなかとりにくい部分もあろうかと

思います。

ただ、こういうことがスタートしていくということは非常に重要なことだと思いますので、なかなか個人情報で難しい部分はあるかと思いますが、今こうやって皆さんが議論されているということは本当に大事なことで、そういったことを踏まえた上で、しっかりとまた住民の方も理解して、一步ずつでも進めていけたらいいかなと正直私たちも思っています。

我々も火事、災害があったときにこういうふうな情報がいただけると、少しでも早くそこに駆けつけたりすることもできますので、本当に入り口という意味では、こういうふうな取組は、悩み、いろいろな不安もあるかと思いますが、進めていけたらいいのかなと本当に感じているところでございます。ただ、実際にやるのは共助の部分であろうかと思いますが、その辺の不安はしっかりと共有しながら、皆さんで進めていけたらいいのかなとっております。すみません、御議論の間で。

○竹村議長

ありがとうございます。ほかにどなたかございませんか。

○南委員

防災無線、僕あるの知らなくて、どこの管轄になるんですか。

○中務防災防犯担当課長

大阪市の内部の話になるんですけども、危機管理室というのが大阪市の中にございまして、そこが市内全域に防災スピーカーというのを設置しておりまして、本庁、区役所からもいけるんですけども、放送があれば流す仕組みになっております。

○南委員

ということは、僕は港区で働いているんですけど、港区もその音は鳴ってるんですかね。

○中務防災防犯担当課長

そうですね。

○南委員

全然知らなかった。無知ですみません。

さっき区長がテレビで情報を知るって言うてはったんですけど、多分阪神淡路大震災のとき、大正区は震度4ぐらいだったと思うんですけど、三西の駅前は大丈夫やったんですけど、結構南のほうはみんな停電していたと思うので、4であれだけ停電して、南海トラフが来たらやばいよねっていうところと、来たとき、これが南海トラフかどうか分からへんみたいなところですよ。以上です。

○竹村議長

ありがとうございます。時間に限りがあります。発言できなかった意見は、後日、御意見シートにて提出をお願いいたします。

それでは、これにて【議題】1を終了させていただきます。大変貴重な御意見をいただいたと考えます。本日の内容をもとに今後の区政運営に生かしていただきたいと思っております。

それでは、次の議事に移らさせていただきます。【議題】2「大正区将来ビジョン2025（骨子案）について」、区役所から説明をお願いします。

○大正区政企画担当課長

それでは、【議題】2「大正区将来ビジョン2025（骨子案）について」御説明をいたします。

本日、お手元に配付いたしました〔書類番号3〕、A3のカラーの資料でございます。「大正区将来ビジョン2025（骨子案）」を御準備ください。

冒頭、区長からも御説明ございましたように、現在の将来ビジョン2022につきましては令和4年度が最終年度となるため、令和5年度に新たな大正区将来ビジョン2025を作成いたします。

将来ビジョンは、大正区のまちづくりの基礎となる計画となりますので、立案の段階から区民の皆様の意見を把握し、適宜反映させていく必要がございます。

大正区将来ビジョン2025の詳細な内容につきましては、次回の12月の区政会議におきまして、改めて素案という形で御提示させていただきますので、そのときに御議論をいただく予定とさせていただきます。

今回は次回の会議に向けまして、将来ビジョン2025の概要（骨子案）ということで作成させていただきましたので、説明をさせていただきます。

それでは、〔書類番号3〕を御覧ください。まず、この書類の一番下の部分を御覧ください。区の将来ビジョンとはというところがございますが、区長が大正区の基礎自治に関する責任者であります区シティ・マネジャーという職務を兼務しておりまして、かつ大正区の教育行政の責任者でもございます教育委員会事務局の区担当教育次長として所管する事務を含めまして、区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、区役所の目指すべき将来像と将来像の実現に向けた施策と方向性を取りまとめた計画でございます。区民の皆様とともに進めるまちづくりの指針となるものでございます。

右のほうを御覧ください。将来像を見据える期間につきましては、各区役所で適宜決定できることとなっております。今回、大正区では古川区長の任期、及び大阪・関西万博の開催を見据えまして、令和5年度から令和7年度の3年間の計画としております。

その下のほうを御覧ください。大正区将来ビジョンで示されました施策展開の方向性に沿いまして、各年度ごとに施策、事業の取組を明らかにする大正区運営方針を策定することになっておりまして、区長は毎年度の大正区運営方針に係るPDCAサイクルを通じまして、大正区将来ビジョンを適切な方法で進捗管理することとなっております。

大正区の運営方針につきましては、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例に基づきまして、委員の皆様から御意見を求めるものとなっております。次回には令和5年度の運営方針についても御意見を求めることとなっております。

す。

大正区では、将来ビジョンと区運営方針に掲げました施策の達成に向けまして、各担当が取り組む事務につきまして、これも年度ごとに事業・業務計画書というのを作成しておりまして、業務の進捗管理を行っているところでございます。

それでは、将来ビジョンの概要版の内容について御説明をさせていただきます。

資料の一番上の部分を御覧ください。まず、大正区が3年後に目指す将来像についてでございますが、記載のとおり、人や文化が多様性に富み、幅広い世代が支え合いながら共に生きる「ホッとなまち大正」。安全・安心で、子供の未来が輝き、愛着を持って住み続けられる持続可能なまちを目指してまいります。そして、このまちのポテンシャル、潜在価値を生かしまして、新たなにぎわいと魅力を創り出すことにも挑戦をいたします。

この将来像を3年後に実現するための具体的な目標につきまして、資料真ん中にご覧いただけますように、4つの柱で表しているところでございます。

左上から順番に、まず1つ目の柱につきましては、「健康で安心して暮らせるまち「大正」」、右の隣に行きまして、2つ目の柱は「地域で支えあう安全なまち「大正」」、左下に行きまして、3つ目の柱は「こどもの未来が輝くまち「大正」」、隣に行きまして、4つ目の柱は「にぎわいと魅力あふれるまち「大正」」となっております。

まず、1つ目の柱でございます「健康で安心して暮らせるまち「大正」」を実現するための取り組むべき施策といたしまして、記載のとおり、まず地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進、総合的な相談支援体制の構築、健康寿命の延伸、適切な生活保護の実施、人権の尊重ということを掲げておりまして、それぞれ現在の大正区の現状と課題の分析を行いまして、その課題を解決して、目標を達成するための主な取組といたしまして、それぞれの施策の下に箇条書きで取組を記載させてもらっております。

例といたしまして、1つ目の地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進のための具体的

な取組といたしまして、地域福祉ビジョン推進による包括的な支援体制の構築等と記載しておりますが、これは具体的に申しますと、前回の区政会議で御議論いただきました日頃の見守り活動の体制の構築というところがございます。

同様に、2つ目の柱でございます「地域で支えあう安全なまち「大正」」を実現するための取り組むべき施策といたしまして、災害への備え、防犯対策、空家等への対策を掲げるとともに、同様に主な取組を記載させてもらっております。

3つ目の柱でございます「こどもの未来が輝くまち「大正」」を実現するための取り組むべき施策といたしまして、安心して子育てできる環境づくり、未来を生きる力を育む環境づくりを掲げるとともに、同様に主な取組を記載させてもらっております。

4つ目の柱でございます「にぎわいと魅力あふれるまち「大正」」を実現するための取り組むべき施策といたしまして、まちの活性化、ものづくり企業の活性化を掲げるとともに、同様に主な取組を記載させていただいております。

また、その下のところに、これら4つの柱を支える共通の取組ということで記載させてもらっておりまして、まずまちづくり実行委員会、いわゆる地域活動協議会の活性化、地域活動の活性化、続きまして区民ニーズの把握、情報発信、伝達力の強化、次に区役所のICT化の推進による区民サービスの向上、区役所職員のスキル向上ということを上げさせていただいております、それぞれの取組も記載させてもらっているところでございます。

大正区将来ビジョン2025の詳細につきましては、冒頭御説明いたしました、これから素案を作成してまいります。次回の区政会議、12月なんですけども、その区政会議の前に皆様に素案をお示しさせていただく予定としております。次の12月の区政会議におきまして、この素案に対する御意見等も皆様方から賜りたく存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、素案が完成いたしましたら、パブリックコメントといたしまして、広く市民の方々からも御意見を伺う予定となっております。非常に雑駁な説明で申し訳ござい

せん。以上で説明を終わらせていただきます。

○竹村議長

ありがとうございます。ただいま区役所から説明がありました大正区将来ビジョン2025につきまして、次回の区政会議で議論いただく予定のところでしたが、不明な点等があれば御質問をお受けしたいと思います。何か御質問等はございませんか。

○古川区長

議長、1点だけ。先ほどパブリックコメントをやりますよというお話がありました。こういう計画ものをつくるときは、当然区民の皆様の意思を反映するということで広く意見を集めるんですけども、こういう重要案件ですとか、あるいは区政の基本指針などを議論をする際には、区政会議をその役割とするというような、大阪市が条例で決めている区政会議の役割がございますので、私の初のビジョン作成に当たって、ぜひ区政会議の委員の皆様から、次回、直接御意見を賜れたらうれしく思います。それがちょうどパブリックコメントと並行する時期になってしまうため、あまり時間がございませんので、パブコメの機会を待ってるよというのと、急に締切が来てしまうと思うので、ぜひ先駆けて皆様に御検討いただいて、御意見を賜れたらうれしく思います。

○竹村議長

ありがとうございます。どなたか御意見ございませんか。

姉川委員さん、何かありませんか。

○姉川委員

こんにちは。空き家の対策、ちょっと僕も分からないので教えてほしいんですけども、遊休不動産というのは、具体的にどういったものを指すのかなっていう。例えば、空いているもう使われてない施設、会社さんとかそういう場所なのか、それともイメージ的に広場的なものなのか、どういうものを遊休不動産って言うのかっていうのと、あと、もしそれを再生・活用するって、例えば府でやるとなれば、民間のものを活用

できるのか、例えば区とか市、行政が持っているものを活用するって考えたらいいのか、どっちになるんですかね。

○丸井地域協働課長

御質問ありがとうございます。地域協働課長の丸井と申します。

まず、遊休不動産がどういうものかという御質問なんですけれども、私どもが考えておりますのは、広場とか土地とかということではなく建物でございます。例えば古くなった長屋であるとか、例えば使っていない工場であるとか、そういうものを想定しております。

また、そこで利活用というお話になった場合は、行政のお金というか、公費で何かリノベーションするということではなく、こういう資産があるよということを広く御紹介して、民間での利活用を促進していくというような取組を想定しております。

○姉川委員

ありがとうございます。工場の跡地とかすごくいいなと思って、前にどなたかがプレーパークの話を区政会議で言ったと思うんですけど、西成のほうで休校の学校を使って、ジャガピーパーク、プレーパークをやってはるんですけども、あれなんかどうですかって言ったら、なかなか予算がっていう話だったと思うんです。

僕も予算を見たら、一千何ぼ、結構お金かかっているなと思ったんですけど、大正やったら、僕は西区に住んでるんですけど、プレーパーク構想というか、主婦の方とかがそんなんできたらええなみたいな、こういう公費とかを使ってプレーパークみたいな今はされているみたいなんですけど、廃材とか道具とか、物を集めるのに苦労されているんです。なぜかなと思ったら、多分周りにそういう人がいないとか、そういう場所がないとかっていう。

大正だったら、そういうものづくりされているところがあって、道具とか物とか、そういうものがいっぱいあって、そこに置いて自由に使っていいよって、ほんなら子どもの居場所にもなるし、プレーワーカーみたいな人、スタッフみたいなのが要

と思うんですけど、そこに専門の方もいらっしゃってもいいですけども、例えばものづくりの企業の職人さんがプレーワーカーの役割をして、安全に道具を使えるようにとか、これはこうしたらだめ、後は自由に使ってよってというようなことが大正区やったらできるんじゃないかなと思って、4つの柱、今初めて見させてもらったんですけど、いろいろなこと、プレーパークやったら網羅できそうな気がするなど。居場所づくりであったり、ものづくり企業の方が活躍できる場所であったり、あとは遊休不動産を使ったりとか、何かそういうことができるんじゃないかなって、今思いついたんですけど、不動産のところから邪推してしまいましたけども、そういう意見です。ありがとうございます。

○竹村議長

ありがとうございます。時間に限りがありますので、発言できなかった意見は、後日、御意見シートにて提出をお願いいたします。

それでは、これをもちまして【議題】2を終了させていただきます。本日も大変貴重な御意見をいただいたと考えます。これらの意見をもとに将来ビジョンの作成に生かしていただきたいと思います。

その他の事項として、区役所から何かありますでしょうか。

○大津区政企画担当課長

ありがとうございます。それでは、私から続きまして、本日の議題外で委員の皆様から御意見をいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

〔書類番号2〕の「区政会議委員からの事前質問・意見に対する回答」をお手元に御用意いただければと思います。皆さん、お手元に〔書類番号2〕はございますでしょうか。

それでは、〔書類番号2〕の4ページを御覧ください。4ページ、令和4年度第1回区政会議での意見と対応一覧について御意見をいただいております。

まず角元委員から、毎回、区政会議の前に有志の方で読み合わせ会をしていただい

ているということで、非常にありがたい御意見をいただいております。お忙しい中、毎回会議に向けまして御準備いただきまして、大変ありがとうございます。引き続き御協力いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

2-2で南委員から、前回、人口流出の話の中で、大規模工場の移転のやりとりというのがあったかと思うんですけども、その中で人口の増減と価値や魅力の話がごちゃごちゃになっているんじゃないですかと。

あと、もし工場を誘致しないということでありましたら、移転を引き止める策はありますかということで御意見をいただいております。御意見のとおり大規模工場の誘致につきましては、人口増につながる大変大きな手法だとは考えております。ただ現在のところ、大正区として積極的に誘致を行うという予定はございませんけども、もしそういった大きな工場が大正区に進出してきたというようなお話がございましたら、そこは積極的にお話は聞いてまいりたい、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、大規模工場の移転につきましては、やはり企業さんの方針でありますとか、いろいろな背景があると思いますので、現在のところは、引き止め策というのは打っていないというのが現状でございます。

あと、前回の区政会議でも申し上げました、大正区内には本当に名だたるものづくり企業の皆様方がたくさんありまして、大正区のまちを何とか盛り上げたいという強い思いを持ってくださっておると強く感じております。今後、皆様とともに、また12月ですか、ものづくりフェスタがあると聞いておるんですけども、そういった取組等を含めまして、大正区を盛り上げて、魅力あふれるまちにしていきたいと考えております。その結果、大正区の企業に勤めたいという方でありまして、大正区に住んでみたいという方が増えたらいいなと考えているところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。5ページのところ、その他の意見・御質問についてというところでございます。

まず、角元委員と南委員から前回の区政会議で御要望のございました、地域団体とかが何をやっているかという一覧があればということで御意見をいただきまして、送らせていただいたところ、大変ありがとうございますということで御意見をいただきましたので、これも御活用いただければ幸いです。

あと、角元委員から、各地域でSNS、ツイッターとかフェイスブックとか、いろいろやっていたいてるんですけども、皆様に二次元バーコード、これで見てもらったら各地域のやつがつながりますよということで送らせてもらいまして、それを区役所に掲示したらどうですかというような御意見もいただきましたので、二次元バーコードにつきましてはホームページの掲載も今考えておりまして、併せて掲示もできたらいいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、南委員からの御意見なんですけども、これも前回、人口流出の問題ということで話をしていた中で、人口増だけが全てでなくて、路線価が上がってまちの価値が上がればいいのかもしいかなという意見があったということで、まちの価値を上げて人口増につなげればというのなら理解できますがというところで、ゴールはどこでしょうということで御意見をいただいております。

回答なんですけども、現在、今年度から大正区の魅力につきまして、先ほど将来ビジョンの中で大正区のポテンシャルというお話をさせてもらいましたが、大正区の魅力を民間事業者のノウハウを活用しまして、大々的に発信をしたいと思っております。隣の千島公園とか、その周辺一帯でマルシェ、いわゆる定期市のようなものを開催しましたり、これも先ほどビジョンの中で出てました空き家の再生等の成功事例とか、利活用ができる空き家を実際に見てもらって、大正区の魅力を感じてもらおうという取組を進めたいと思っております、これはホームページでも既に掲載させてもらっておりますが、この事業者について、9月13日に事業者が決定いたしまして、事業を進める予定となっております。

この取組をきっかけにいたしまして、大正区に魅力を持ったお店でありますとか、

事業者がどんどん増えてきまして、南委員のおっしゃるとおり、これで大正区の価値が上がって人口が増えることにつながるのが最大の成果、ゴールであると考えておりますので、よろしく願いいたします。

しかしながら、もしこの取組で人口が増えなかった、人口が増えないとしても、こういった取組をきっかけに大正区に遊びに行ってみたいとか、友達とか御家族に大正区こんなおもしろいところやでって紹介してくれたり、あと働いてみたいなどというようなお店とか事業者が増えてきて、大正区ってすごいいいところやなど注目を集めることも1つの成果やと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からの説明は以上になります。

○竹村議長

それでは、ただいまの意見・回答につきまして、質問、意見を受けたいと思います。何か御質問はございませんか。

○南委員

つらつらと生意気なことを書かまして。鉄工所のせいで人減ったし、鉄工所を増やしても環境はよくならへんみたいなのうに受け取ったので、おいおいと思って発言をしました。

大規模工場というところで僕も書かせてもらいましたし、大規模工場の誘致の話は意味があるということも書いていただいてましたけど、例えば工場団地みたいなやつをつくるとか、近くで言うとナニワ企業団地、西成区と住之江区にはあって、言ったらあの辺も川沿いのそんなに防災的にはよくないところかもしれないですけど、多分大正の船町とかも環境は一緒かなと思うんですけど、そういうところに工場団地をつくってみるとかっていう施策も打てなくはないのかなと。

僕、今は港区ですけど、大正区のものづくり企業を見てても、すごく近所に住宅がきてて操業しにくいであったりとか、準工業地域やったら何でも建てれちゃうので、そういうところをうまくまとめてやりやすくできるような呼びかけというか、そ

うことがあってもいいのかなと思いつつながら、自力で工場の移転してすると何億というお金がかかるので、僕らのこっちサイドからみんなで集まろうぜっていうのは正直無理なので、何かしらの優遇があったりとかで、あまりうまく使えてないところがあったりするのであれば、ものづくり企業で集まってやればみたいな、じゃあもっと住環境もよくなるのかもしれないですし、そういう施策があってもいいのかなと思いました。多分大きい工場は呼べないと思うので、僕らを集めて大きくしたらどうかとかいうことを思いました。以上です。

○古川区長

せっかくなのでコメントいたします。大規模団地をどうするかみたいな話については、かなり都市計画のような側面があって、大正区が1人で何か考えられるものではないのですが、まして船町の工場の用地って私有地ですよ。なので、なかなか区役所が乗り出していくというところにはないです。

ただ、例えば工業会さんなどがいろいろ話し合っていて、もうちょっと集約化できないとか、そういうおもしろい取組を進められるのであれば、もちろん支援はできると思うし、いろいろな関与はできると思いますので、若い力で是非いろいろな発案をして、どんどん提案していただければと思います。ありがとうございます。

○南委員

ありがとうございます。

○竹村議長

時間に限りがありますので、発言できなかった意見は、後日、御意見シートにて提出をお願いします。

それでは、行政側よりオブザーバーとして出席いただいている警察副署長、並びに消防署長に一言御助言を賜ればと思っております。

大阪府大正警察署、藤原副署長いかがですか。

○藤原大阪市大正警察署副署長

ありがとうございます。大正警察署副署長の藤原ですけれども、今回議題の1つ目、災害時の避難支援につきましては、南海トラフ地震による津波を前提にということですので、この津波に関して消防署長からも御説明ありましたけれども、地震発生から117分、約2時間で大正区に到達する。最大5メートル、4.6メートルということで想定されております。

避難誘導される方、東日本大震災を振り返りますと、多くの避難誘導者が津波に巻き込まれたということがありました。ですので、明日発生するかもしれませんが、避難誘導される方に注意していただきたいのは、避難所に津波到達の15分前までには到達しておく。ですので、地震発生から100分のリミットで到達しておく。最低5分前には、3階以上の高所に避難しておくということで注意していただきたいと思います。それで、避難誘導者が遠方におるということで、100分以内に誘導できないということが事前に分かっている場合につきましては、できるだけ早い段階で警察、あるいは消防に通報いただいて、自分自身の身の安全の確保を最優先していただくということでお伝えいただけたらと思います。

ということですので、警察としても最大努力していきますので、今後とも御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○竹村議長

藤原副署長、ありがとうございました。

大阪市消防局大正消防署、植松署長いかがでしょうか。

○植松大阪市大正消防署署長

先ほどは議論の途中で意見を述べさせていただいて申し訳ございません。どうしても地震のこととかになると、皆さん不安を感じる部分というのが多々あるかと思えます。通常が例えば50のレベルですずっとおるとしたら、地震が起きた瞬間にがくと20、30まで一気にレベルが下がってしまいます。そこで大事なのは、そこからさらに下げないように、皆さんでしっかりと力を合わせていくために、こういった取

組であったりとかというふうな、いわゆる共助の部分というのが求められます。先ほどの津波の逃げるときでも、やっぱり声をかけながら皆さんで逃げましょう。阪神淡路のときも、実際に消防、警察が助けた人数というのは2割にも満たない数で、ほとんどが地域の方が協力して助けたという数字が上がっております。そういった意味で、付近の方、近所の方の情報、これがあると皆さんも少しでも動きやすいですし、そういったところの支えになるということで、こういった取組をどんどん進めていったらいいのかなと思います。

今は個人情報のこととかでいろいろ難しい課題というのもあるかと思いますが、1人でも多くの命を助けるということを最大限に念頭に置いて、先日もたまたまですけど、中学校2年生の職場体験ということで、中学2年生の子が4人来てくれました。その子たちといろいろな体験で、地震の話とか、普通の災害の話とかもさせていただきました。当然その子たちにも地震があったときには一緒に助けてねということで、すごいマンパワーにはなるはずですが、なので、災害が起こったときは、まずは自分の命をしっかりと守って、そしてその次には、周りで困っている方、助けを求めている方に少しでも協力できるような形で、1人でも多くの命を助けるんだということで、常日頃から災害に備えていただけたらありがたいかなと思っています。

先般、災害の日に、恐らく携帯を持っている方であれば、880万人訓練ということで、地震速報、携帯で多分いろいろな音が鳴ったと思います。今回たまたまですけど、次は19日に台風が来るだろうということになっています。携帯、スマホでしたら、大阪府の防災メールであったりとか、そういった形で登録していれば、今はかなりの情報が携帯でも入ってきます。先ほど名前が挙がってました防災情報無線、こういったものも恐らく警報とかが出れば鳴ると思います。ただ、やっぱり聞こえにくい部分です。窓を閉め切っていれば、今はサッシがしっかりしているので聞こえにくい部分もあるかと思いますが、こういった機会ですので、ちょっとそれも意識するとかということで、高めていただければありがたいかなと思います。

地震に対する活動に正解というのはなかなかないと思います。常に課題が次から次に出てきて、我々も毎月1回、震災があったときの初動訓練ということで、津波想定、阪神淡路想定ということでやるんですけど、やはり次から次に課題が出ます。そういった課題が浮かび上がることで次に備える、次に備えるということで、正解というのはなかなかないと思うんですけど、それを繰り返しやっていけたら少しでも被害は減るのかなと思っていますので、今回こういうテーマで参加させていただきまして、非常にありがたいなと思っています。今日はありがとうございました。お疲れさまでした。

○竹村議長

植松署長、どうもありがとうございました。

本日、予定されている議題は以上で終了させていただきます。皆様には、議事進行に御協力いただき誠にありがとうございました。

○大津区政企画担当課長

竹村議長、どうもありがとうございました。

それでは、本日の配付資料の中に御意見シートというA4の縦の様式なんですけども、御意見シートというのがございますので、本日の会議で御発言できなかったことでもありますとか、本日の議論を踏まえまして、改めて御意見とか御質問等がございましたら御記入いただきまして、申し訳ございません、9月26日の月曜日までに区役所まで御提出をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本会議の結びに当たりまして、区長の古川より御挨拶を申し上げます。

○古川区長

御挨拶というより、本日の総括、まとめをさせていただきます。今日、まずは個別避難計画について、区内の基準モデルを今つくりつつある北川会長から三西の現状を教えてくださいました。策定の途中で、いろいろなお悩みがあったことを含めて、区内の次の地域への展開にとっても参考になりました。本当に今の取組、誠にありがとう

ございます。

大石委員からは、個別避難計画について、津波に特化した大正区を取組をちゃんと初めに言ってくれと。御説明が遅れており、本当に申し訳なかったと思います。次回、別の地域に展開していくときには、まずそこから説明をして、しっかり同意がとれるように頑張っていきたいと思っております。

それから、角元委員、土井委員からは、同意しない人がいて大変じゃないとか、避難計画を実際につくるのは本当に難しいのではとか、取組自体への御心配をいただきました。お二人とも「計画するのはいいけど実際に進めていくには本当に課題があるんじゃないの」ということで、まさに私どももそれを感じながら、地域の皆様とそれを一つ一つ潰しながら、何とか計画にこぎつけていこうと思っておりますので、地域の皆様もぜひ、避難行動要支援者という方々を選んでいかなきゃいけないので、ここをぜひ御協力いただければと思っております。

それから南委員からは、「いざというときって、いつ？」というところ、それから高齢者などが特にそういう情報に疎いのではという御心配もいただいております。この辺は、高齢者の皆さんに「よくテレビ見といてね」って言うだけではなく、日頃から区役所としての広報、周知にも努めていきたいと思っております。

石田委員からは、要支援者が現時点で状態がどうなっているか、リアルタイムで把握するのは困難だよなということ。これが防災の個人情報扱う場面においては一番の課題です。このとても重たい課題をどう克服するか。デジタル化は検討されてないんですかという御質問もありました。本当にこれは急務だと思います。行政情報のデジタル化は本当に急務だと思っていて、これがDXの時代、デジタルトランスフォーメーションが成功した時代が来たら、簡単にコンピューターマッチングができるのかもしれないので、その辺も期待しながらちゃんと対応していきたいなと思っております。

それから柘委員は、避難にどれぐらい時間がかかるか計算できているのかというよ

うなお話もございました。これは確かに、実際に現場の実情によるんですけども、おっしゃるように、基本的には防災訓練のような形で、実際に避難すべき場所まで動いてみる、重い障がいがある方や自分で判断できないような方が本当に動けるのか、という実地の訓練が本当に大事だと思っていまして、それは防災担当にいつも指示しているところでございますので、併せて検討していきたいと思っております。

それから、大石委員から最後に御意見いただいて、いざ避難するときに顔が見えない要支援者がいたら、これは声を上げるよう地域に指示をしていると。これは単位町会の話としてすごく参考になりました。やはり自分が避難行動実施者に選ばれたからといって、全て背負っていくというのは難しいと思います。なので、まずはできることからやるということで、「あの人来てないよ」ということを迅速に地域の自主防災組織にお伝えいただくというところから避難というのが始まるんだなというのは、本当に改めて感じました。ありがとうございます。

それから姉川委員からは、ビジョンのほうで遊休不動産の話をしていただいて、プレーパーク、確かにおもしろい取組です。西成は補助金がいっぱいあるのでいろいろな取組ができているんですけど、今私も調べてみたら、「大人が禁止したくなるような規制をできるだけなくして、子どもたちが伸び伸びと自由に遊ぶことのできる場所」というコンセプトのプレーパークもあるようです。こんな場所が大正区にあったら本当にいいなと思うので、こういう場所になるような遊休不動産とかを見繕って、御提案、あるいは寄附していただくとか、そういうこともこの3年間では考えていきたいなと思っております。

本日は、本当にいろいろな御意見ありがとうございました。今日は骨格だけで本当に申し訳ございませんでしたが、次回はビジョンの中身について御意見を頂戴できればと思っております。本日も長い時間、本当にありがとうございました。

○大津区政企画担当課長

では、これをもちまして本日の区政会議を閉会とさせていただきます。

次回の区政会議につきましては、12月16日金曜日、6時30分より、場所は同じく大正区民ホールにて開催予定となっておりますので、皆様、御出席のほどよろしくお願いをいたします。

本日は遅くまで誠にありがとうございました。これにて終了させていただきます。